

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資 も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業

(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)
【四次公募】

令和2年12月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

目次

	頁
I. 事業の目的	3
II. 対象事業	4
III. 対象とする施設・事業要件	5
IV. 対象とする設備	6
V. 主な評価ポイント	7
VI. 応募方法	8
VII. 問合せ先	10
VIII. 事業スケジュール	11
【参考】 令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）	12

I. 事業の目的

【令和2年度補正予算額 5,000百万円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、企業等が国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、RE100の推進や防災に資する自家消費型太陽光発電設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、レジリエンスの向上と脱炭素社会への転換に資することを目的とします。

(例)



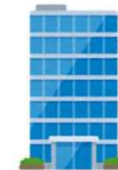
事業会社・個人

- ・再エネ電気を購入
- ・RE100に活用可能
- ・長期固定価格
- ・電気代上昇リスク低減
- ・電力使用分のみ支払

パネル設置等



電気利用料
(利用料の低減等により需要家が裨益)



PPA事業者

- 太陽光パネルの
- ・所有権を保持
 - ・維持管理を実施

【画像出典】

事業概要 (サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業) (環境省 地球環境局)

II. 対象事業

対象事業	契約形態	基準額			
		太陽光発電設備	設置工事費相当額	蓄電池	設置工事費相当額
〈①～③事業〉 令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省、以下、「国内投資促進事業費補助金」）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）に、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業	①事業：オンサイトPPAモデル	定額（6万円/kW）	定額（10万円）	産業用： 定額（3万円/kW）	定額（10万円）
	②事業：当該施設の設置者（所有者）自らが発注・所有	定額（5万円/kW）			
	③事業：ファイナンスリース契約				
〈④～⑥事業〉 国内投資促進事業費補助金の交付の要件を満たさない施設又は住宅に、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業	④事業：オンサイトPPAモデル	定額（4万円/kW）	産業用： 定額（3万円/kW） 住宅用※： 定額（2万円/kWh）		
	⑤事業：当該施設の設置者（所有者）自らが発注・所有				
	⑥事業：ファイナンスリース契約				

補助金の応募を申請できる方
 ア：民間企業
 イ：その他環境大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

※基準額としての設置工事費相当額は、工事費に関わらず一律10万円

※補助金の上限額は、1需要地あたり1億2千万円

※住宅用：4,800Ah・セル未滿かつ蓄電容量kWh/定格出力kW=2.0以上

III. 対象とする施設・事業要件

	対象とする施設				事業要件					
	国内投資促進事業費補助金の交付の要件を満たす施設であり、同補助金の交付決定を受けた施設	これ（左記）に準ずる施設 ※日本標準産業分類における工場又は物流施設であり、投資計画について令和2年4月7日より前に对外発表した事業でないこと	業務用施設、産業用施設（左記に該当しない工場又は物流施設を含む）、共同住宅等	公共施設、戸建て住宅	オンサイトPPAモデル ※補助金額の5分の4以上を需要家に還元	当該施設の設置者（所有者）自らが発注・所有	ファイナンスリース契約 ※補助金額相当分をリース料金から控除	太陽電池出力が10kW以上	戸建て住宅で、太陽電池出力が10kW未満	停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入する
①事業	○	○	—	—	○	—	—	○	—	○
②事業	○	○	—	—	—	○	—	○	—	○
③事業	○	○	—	—	—	—	○	○	—	○
④事業	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○
⑤事業	—	—	○	—	—	○	—	○	—	○
⑥事業	—	—	○	—	—	—	○	○	—	○

IV. 対象とする設備

【太陽光発電設備】

- 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有すること
- FIT（固定価格買取制度）による売電は不可
- 導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること
- 太陽電池出力が10kW以上であること（④事業における戸建て住宅を除く）

※様式B-2「特定負荷表」に計上した停電時に必要な電力をまかなえるシステムになっていれば、蓄電池は導入せず自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する申請でも可

【上記に付帯する設備：蓄電池設備（蓄電池設備のみの申請は不可）】

- 据置型（定置型）に限る
- 原則として、系統からの充電は行わず、太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること（平時は常時満充電で停電時にのみ使用することは不可）
- 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、機器ごとの保証年数に応じて設定した目標価格以下の蓄電システムであること（※「目標価格」については、公募要領を参照のこと）
- 住宅用は①～③事業では補助対象外

V. 主な評価ポイント

※具体的な評価方法は審査委員会にて決定

- **対象施設**
 - 対象施設の種類
- **経営基盤**
 - 経営の健全性
 - 事業の継続性（保守管理を含む。）
- **エネルギー起源CO2排出削減効果**
 - 設備導入によるCO2削減量 [t-CO2/年]
 - 費用効率性（1t-CO2削減当たりのコスト）
- **停電時における役割**
 - 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有しているか

VI. 応募方法

●公募期間

- ・第4次：令和2年12月11日（金）～令和3年1月15日（金）正午まで【必着】

●提出方法

【郵送又は持参の場合】

公募要領に定める応募に必要な書類（紙1部・電子媒体1枚）を公募期間内に郵送又は持参により機構に提出すること

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）」を朱書きで明記すること

【メールの場合】

応募書類（Excel・PowerPoint・PDFファイル）を公募期間内に supply@jigyo.eic.or.jp に送信すること

※送信するデータの容量に十分注意すること（データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスを利用するなどして提出すること。

メールで分割して送信する場合は、メールのタイトルに「需要地：■■■ 1/4」などと付すこと）

※メールの受信が確認できない申請は無効とする。送信ミスには十分注意すること

【郵送又は持参の場合】

提出書類のファイリングの仕方

〈背表紙〉

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）
応募申請書

〇〇〇〇〇 【代表申請者】

①事業 【事業の区分】

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【需要家の名称】
〇〇県〇〇市 【需要地】

〇〇〇〇〇〇〇〇 【代表申請者】

①事業 【事業の区分】

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【需要家の名称】
〇〇県〇〇市 【需要地】

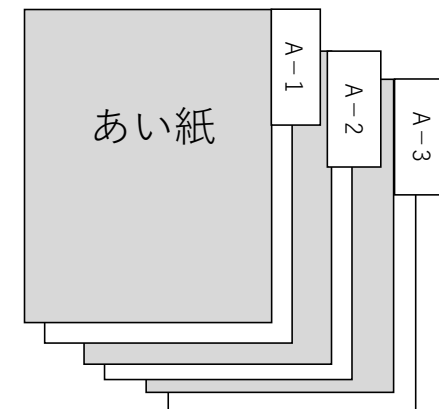
〈表紙〉

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）
応募申請書

〇〇〇〇〇 【代表申請者】

①事業 【事業の区分】

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【需要家の名称】
〇〇県〇〇市 【需要地】



- ・原則としてカラー・両面印刷とすること
（両面印刷の書類は裏面の上下が逆にならないように印刷すること）
- ・両開きのパイプ式ファイル（紙ファイルは不可）に表紙・背表紙を付けること
- ・ファイルには「A-1 様式第1 応募申請書」「A-2 提出書類チェックリスト」などと記入したインデックスを付したあい紙を入れること（必要書類にインデックスを直接付さないこと）
- ・穴（2穴）を開けて綴じること
- ・用紙はA4を基本とし、A3等の場合は折りたたんで綴じること
- ・ホッチキス、クリップ等は外すこと

VII. 問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、下記の要領で電子メールをお送りください（件名の先頭に【環境省補助金: サプライチェーン】と入れてください）。

件名：【環境省補助金: サプライチェーン】 ○○○について

本文：

- (1) 所属・氏名
- (2) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (3) 質問内容

<問い合わせ先>

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）

事業部 サプライチェーン転換支援事業チーム

メールアドレス：supply@jigyo.eic.or.jp

VIII. 事業スケジュール【四次公募】

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
応募申請	←→								
審査・採択		←→							
交付申請				↔					
交付決定				←→					
補助事業の実施				←→					
完了実績報告							←→		
補助金額の確定							←→		
補助金の支払							←→		

※補助金額の確定次第、随時

※スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある

●補助事業の完了（支払の完了）は令和3年7月20日まで

●完了実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内または補助事業の完了した日の属する年度の7月30日のいずれか早い日

【参考】令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）

はじめに。

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金は7年ぶりの全国どこでも事業が可能な立地補助金です



補助対象	建物・設備の導入等
補助対象者／補助率	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 [中小企業等グループ] 3 / 4 以内 ※要件Bの補助率は [大企業] 2 / 3 以内 [中小企業] 3 / 4 以内
補助上限	150億円
事業期間	原則3年間（大規模投資案件は4年間）

これらにより、サプライチェーン強靱化を図るため、企業が選択した様々な取組を支援します